

資材置場をお持ちのみなさまへ

資材置場の基準を見直しました

平成 28 年 2 月に資材置場の基準を見直しました。資材置場に資材を維持管理するための管理棟を建築する場合、その床面積の合計は、敷地面積の 4 % 以下かつ 50 m² 以内まで建てられることとなりました。

市街化調整区域に資材置場を作るには

- 適正な土地利用の調整に関する条例の承認が必要です。（条例第 32 条）
- 資材置場に管理棟を建てるためには開発審査会の承認を得た上で、建築許可（都市計画法第 43 条）が必要です。また、建築確認申請が別途必要となります。

お持ちの資材置場は法令にあっていますか



都市部開発指導課では土地利用に関するパトロールを定期的に行っています。お持ちの資材置場が法令にあっていないか不安のある方や、これから資材置場をお持ちになりたい方は横須賀市都市部開発指導課までご相談ください。

ご相談先は横須賀市都市部開発指導課 監察係 046-822-8315